

専門職大学設置基準案への意見

2017年8月10日
日本商工会議所
東京商工会議所

5月に成立した改正学校教育法に基づく「専門職大学」の設置について、商工会議所は、供給が不足している高度IT人材、地方創生の切り札として期待される農林水産業や観光分野、サービス業全般において事業革新や生産性革命に寄与できる人材が育成されることを期待し、支持してきたところである。

今般、文部科学省から、専門職大学設置基準案が示されたので、下記の通り意見を申し上げます。

記

1. 第四1「教育課程の編成方針」、第五8「卒業の要件」及び第六6「実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員」について

専門職大学が既存の大学と大きく異なる点は、地域企業の全面支援なくしては成り立たないことである。教育課程を編成する際は、企業の意向を十分に踏まえていただくとともに、中小企業が未曾有の人材不足に直面していることに鑑み、例えば、「臨地実務実習」や「連携実務演習」の実施に関して、中小企業が、新卒採用活動における広報活動開始以前に上記実習等を受け入れた場合、学生が自ら希望する際には、学生情報を、広報活動・採用選考活動解禁後に活用することを認める等、中小企業へのインセンティブが付与されるような仕組みづくりを検討されたい。一方、実習中の学生が事故等に遭遇した際、受け入れに協力している側の企業に責任が及ぶことのないよう、配慮されたい。

また、専任教員のうち「実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員」の確保も課題になると考えるが、企業のOB等を含む幅広い人材の活用に結び付くことを期待する。

このほか、専門職大学が、地方創生に資する人材育成機関としての機能を果たすため、特定の地域に偏在することなく、全国にバランスよく設置されるよう、配慮されたい。さらに、卒業生に付与される学位が国際的に通用するものとされたい。

2. 第五5「入学前の既修得単位の認定」及び第一3「入学者選抜」について

専門職大学で学ぶことによって、必要なタイミングで専門性を身につけ、現場で第4次産業革命を牽引する職業のプロとなる道が開かれることが望まれる。こうした観点から、社会人学生を対象に、既修得単位の認定を行うことを評価するとともに、入学者選抜においては社会人を積極的に受け入れていただくことに期待する。

他方で、現状の大学において社会人学生の受入れが低調である実態も踏まえ、履修形態の弾力化を一層進める必要があると考える。例えばeラーニングやモジュール型授業の導入など、社会人も学びやすい履修形態を確立していただきたい。

以上